第２号様式（第５条関係）

|  |
| --- |
| 　変更認定申請　　手数料額計算書(都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第１項の規定による申請) |
| １　申請の対象とする範囲　　(申請の該当する□にレを記入) | □　建築物全体□　複合建築物の非住宅部分□　複合建築物の住宅部分 |
| ２　計画の評価方法 (該当する□にレを記入) | 住宅部分：□ 誘導仕様基準□ 誘導仕様基準以外 |
| ３　手数料額の計算 |
| 　 | 申請の種類(申請の該当する□にレを記入) | 適合証がある場合 | 適合証がない場合 | 　 |
| □一戸建て住宅の申請の場合 | 円(a') | 円(A') |
| □共同住宅等の申請の場合 | 建築物の住戸の部分の総戸数 | 戸 | 円(b') | 円(B') |
| 共用部分の床面積の合計 | m2 | 円(c') | 円(C') |
| 非住宅部分の床面積の合計 | m2 | 円(d') | 円(D') |
| 計 | (b')＋(c')＋(d')円　　 | (B')＋(C')＋(D')円　　 |
| □一戸建て住宅および共同住宅等以外の建築物の申請の場合 | 建築物の延べ面積 | m2 | 円(e') | 円(E') |
|  合計　　　　　 　　　　　　円(注意)　１　各手数料額は、練馬区建築基準法等の事務に係る手数料に関する条例別表による。ただし、延べ面積が10,000㎡を超えるものにあっては、東京都都市整備局関係手数料条例別表による。２　申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第２項において準用する同法第54条第２項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に練馬区建築基準法等の事務に係る手数料に関する条例に定める額を加える。　３　適合証とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第１項各号に掲げる基準に適合することを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。 |